

## 漁港地区に関する市各課への質問と回答

質問者：高橋（7月24日） 回答：茅ヶ崎市各課（8月9日返信）

海浜課へ

1．現在の海岸国有地の占有理由は何か（漁業という生業のため）？

（回答）漁業に関連する事務所、漁具倉庫、網干場、釣り宿、住宅等の敷地として

2．払い下げ後は用途廃止（漁業目的）となるので、漁港区域は外すのですか？

（回答）払下げ後は民有地となります。払い下げを行った後も、

A地区においては漁業関連者が継続して居住し、活動していくことが想定されることから、現段階では漁業区域を外す考えはございません。

3．漁港に関係のない住宅利用にするのに、市税を投入するのか？

（回答）当地区は、市街化区域内の第一種住居地域に指定されており整備を行うものです。

4．普通財産にして住宅区域にすることは、安全・安心の観点から許されるのか？

（回答）現在、市街化区域内の第一種住居地域に指定されている国有地を財務省所管の普通財産とした後、払い下げを行うものであり支障ありません。

5．フィッシュセンター跡地はなぜ漁港区域を外さないのか？

（回答）漁港区域については、部分的に虫食い状態で外すということはありません。漁港区域の見直しについては、今後、漁港区域全体の状況を考慮して国、県と調整を図っていく予定です。

6．フィッシュセンター跡地の地盤をどのように確認したか？

（回答）（仮称）LM茅ヶ崎サザンビーチ 現況測量図

7．基礎工法は何で、それをどのように確認したか？

（回答）（仮称）LM茅ヶ崎サザンビーチ 新築工事断面図

なお、基礎杭の支持率、建築物の強度等は建築確認申請により審査されます。

## 企画調整課へ

### 1. 共同事業化案の提案で、どのように目標像を達成するのかを説明してほしい？

(回答) B地区への提案は、まず、何も無い公園等の空間案と、

それが不可能で事業化を行う場合のモデルとしての茅ヶ崎市をのぞく4地権者による共同建物案を提案しました。その結果、当該地権者は、公園等の意思はなく、事業化による土地利用を考えたい旨の意向が示されました。

共同建物案は、事業化を行う場合には、共同事業化を行うことにより、個々で事業化を行うよりも、土地の有効利用により、ボリュームを抑えられ、空間が確保できることを目標としています。

将来の目標である自然環境と景観形成に配慮した海岸としての自然空間の確保を目指しつつも、当該地権者が移転を考えておらず、個々の事業化を考えている現状において、建築物等の建築の意向がある場合においては、景観に配慮し、できる限り建物等のボリュームを抑え、敷地内のオープンスペースの確保と緑化を促進することが最善策であるという判断に基づくものと受け止めています。

### 2. 共同事業化案が受け入れられなかったときにどうするのか？

(回答) 地区計画を基本としつつ、さらに地区全体の建物のボリュームや形態、空間確保のための基準を新たに設定し、その範囲の中で個々の事業化をお願いすることになると考えています。

### 3. 今から当該地の公有地化手法を考えておく必要はないのか？

(回答) 7月13日にマンション事業者から、市への当該地の売却と市有地との交換はない旨の正式回答を受けています。マンション事業者以外のB地区の地権者については、市への売却の意向はない旨の考え方がすでに示されておりませんが、個別の正式の交渉は行っておりません。

A地区も含め、公有地化を行うべきかどうかについては、その後の事業目的を明確にしつつ、グランドプランにどう位置づけるのか議論をしていく必要があると考えます。

### 4. 現時点で市有地、公共施設の有効活用・再整備の検討ができていないのは、なぜか？

(回答) 本市の公共施設は、人口の急激な増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された建物が多く、一斉に老朽化を迎えており、施設そのも

のの機能の見直しや継続する場合の耐震対応等が課題になっています。

このような状況を踏まえ、これからの公共施設の整備、再編やそれに伴う市有地の活用について方針を定め、計画的に整備を行うことが必要になりました。

そのために、昨年度から、各施設の耐震劣化診断を計画的に行い、施設の長寿命化による整備コストの算定を行いながら、施設利用者のニーズ、市民の意向調査を行い、平成19年度末までに各施設の今後の方向性を決めていく予定です。

#### 防災対策課へ

1. 防潮堤をなしている134号線より海側に住居区域があることに対して、どのような防災対策を考えているのか？

(回答)本市における津波被害想定につきましては、平成11年3月に神奈川県地震想定調査委員会より報告書が発表されています。

それによりますと、最大の津波の高さとなるものは、神奈川県西部地震で2.74メートルであり、本市における海拔は、海岸にあるサイクリング道路で5.1~8.4メートルありますので、国道134号を越えてこないと考えております。

また、国道134号より海側の市民への対策としましては、気象庁より津波注意報や津波警報が発令された場合には、海岸付近の防災行政無線でサイレンを鳴らし、注意や避難するよう放送いたします。また、消防本部では海面監視を実施し、必要により避難を呼びかけます。

2. 防災対策にあたり歴史津波被害記録と想定地震による津波シミュレーションとどちらを重視するのか？

(回答)本市における歴史的な被害として、大正12年(1923年)の関東大震災による津波の被害が残っており、南湖郷土誌に

「『津波が来るぞー。早く逃げろー』と叫び声があちらこちらからあり、どの家も産土山(下町の住吉神社)や天王山(中町の八雲神社)などの高台に避難した。幸い大きな津波ではなかったので翌日は我が家へ帰った。」と記述されております。また、茅ヶ崎市史第4巻に網や船が流されたとの記述もございますが、津波による人的被害はなかったようです。

また、歴史的津波記録被害と想定地震による津波シミュレーションとどちらを重視するのかということですが、平成11年3月の神奈川県地震被害想定

調査委員会からの報告書の中で、被害想定の対象とした地震は、神奈川県内で地震発生の切迫性が高いと考えられているもの、危機管理的な視点から検討する必要があるもの、激甚な被害が全県に及ぶため長期的な対策や広域的な対策が求められるもの、という観点から5つの地震があげられており、その想定が報告されておりますので、歴史的津波被害想定記録は重視しておりません。

### 3. 津波一時避難ビルの協定はどこまで進展しているか？

(回答) 今年度神奈川県では、相模川以東の津波浸水想定区域図の作成作業を進めており、その結果に基づき、本日も来年度に津波ハザードマップの作成を検討いたします。

ハザードマップには、浸水情報や避難情報等を表示し、市民へ周知いたします。それとともに、海岸近くのマンション等の高い建物を、津波から一時的避難する場所としての津波避難ビルに指定させていただけるよう、協力をお願いして行きたいと考えております。

なお、今年度は鉄砲道から南側の3階以上の建物を抽出し、避難ビルの指定に向けて検討をしております。

今後ともご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上